

令和3年11月25日
資料提供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田
073-441-2275

「県民の皆様へのお願い」の変更について

11月19日、新型コロナウイルス感染症政府対策本部（本部長：岸田総理大臣）により「基本的対処方針」の改定が決定されました。

この基本的対処方針において、都道府県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいて、県が設定した規模要件等に沿った開催の要請を行うこと、また、各事業者に対し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこととされたことから、それぞれの項目について、同法第24条第9項に基づき要請することといたしました。

については、県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしく申し上げます。

※お願い項目に変更はありません。
説明文の一部を下記のとおり変更しています。

参考

◆変更前	◆変更後
【県民の皆様へのお願い（10月1日）】	【県民の皆様へのお願い（11月25日）】
イベントや催物は、感染防止対策を十分に講じた上で開催するようお願いします。 なお、 <u>全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催については、県に事前相談をお願いします。</u>	イベントや催物は、感染防止対策を十分に講じた上で開催し、 <u>県が定める感染防止策等チェックリストを作成・公表してください。</u> なお、参加者が1,000人を超えるイベントの開催については、県に事前相談をお願いします。
各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。 ※特に、従業員の出勤時の発熱等のチェックや勤務中のマスク着用等の徹底をお願いします。	各事業所においては、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守してください。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。 ※特に、従業員の出勤時の発熱等のチェックや勤務中のマスク着用等の徹底をお願いします。